

デジタル工事写真の黒板情報電子化について〔営繕工事〕

1. 目的

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2. 対象工事

営繕工事においてデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の3. から6. の全てを実施することとする。

3. 対象機器の導入

- (1) デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、受注者が選定・調達するものとする。
- (2) 使用機器の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。
- (3) 使用機器については、営繕工事写真撮影要領（平成24年3月25日国営整第224号）3.
(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- (4) 受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。
- (5) 使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

4. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

- (1) 受注者は、3. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領3. (3)撮影方法による。
- (2) 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5. 黒板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、4. に示す黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

6. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

- (1) 受注者は、4. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。
- (2) 受注者は納品時に、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ「工事打合簿」により提出するものとする。
- (3) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある

附 則

本運用については、令和7年7月1日以降に入札公告する工事から適用する。